



新しいスタート！ 創業補助金のご紹介

✧ はじめに

気づけば4月。今年も3分の1が経過しました。確定申告時期があったため、あっという間に3ヶ月が経過したというのが率直な気持ちです。

最近はやみくもに気持ちよく外出できる季節となりました。外出先で新入社員のフレッシュな姿を見ると、当時の気持ちを思い出し、さあ頑張ろう！という気持ちになります。

さて、今回の事務所通信は、創業補助金についてご紹介致します。

平成26年2月28日～平成26年6月30日の期間が申請期間となっており、既に募集が開始されている制度です。

対象者は平成25年3月23日以降開業された方も含まれますので、昨年開業された方も対象になる可能性があります。

✧ ワンポイント解説

創業補助金について

4月はなにか新しいことを始めよう！という気持ちになりますね。

ビジネスにおいても4月は法人設立件数が最も多い月です。

今回は開業された方・開業予定の方に向けて創業補助金の制度をご紹介します。

✧ 最後に

1. お問い合わせについて

2. スタッフコラム

ワンポイント解説

1. 新しいスタート！！創業補助金のご紹介

4月1日を迎え、新年度ならではのニュースや電車内で新入社員の姿を見ると新年度になったなあ実感します。日常生活の中でも何か新しいことを始めよう！という気持ちになります。

さて、新しいことを始めよう！という気持ちはビジネスでも繋がりがあります。区切りが良い事も重なって4月の新規設立法人は12ヶ月の中で一番多いのです。

そこで今回は新規開業(個人・法人)された方の一助になれる創業補助金についてご紹介します。開業された方はもちろんのこと、お知り合いで開業予定の方がいらっしゃるれば是非お伝え頂ければと思います。

(1)創業補助金とは？

新たに事業をされる方が増えれば、新たな需要や雇用の創出等が促進され経済が活性化することが期待されます。

創業補助金は、新規開業される方々(個人・法人)の開業時に要する経費の一部を助成する制度です。

(2)募集期間はいつからいつまで？

平成26年2月28日～平成26年6月30日までとなっております。この期間内に応募書類を提出する必要があります。

(3)昨年度の採択率(補助金の申請が認められた率)

創業補助金の募集は昨年度も実施されております。参考までに昨年度の採択率をご紹介します。

	応募件数	採択件数	採択率
第1回募集	649件	539件	83.0%
第2回募集	2,532件	1,920件	75.8%
第3回募集	10,984件	3,840件	34.9%
合計	14,165件	6,299件	44.4%

(4)対象者は？

① これから開業予定の方又は**平成25年3月23日以降に開業**された方。

従って、**昨年開業されている方も対象となる可能性がございます！**

② 事業を引継ぐ予定のある方(第二創業型)

『平成24年9月23日～当該補助金の応募日の翌日から6ヶ月以内』の期間内に、先代の経営者から事業を引継いだ方又は引継ぐ予定のある方。

(5)どれぐらい補助してくれるの？

『補助金は**補助対象経費**(下記(6)参照)の**3分の2まで**。上限は**200万円以内**』となっております。つまり、補助対象経費が300万円かかっていたら200万円まで補助されます。

なお、補助金は後払いであるため、**入金されるタイミングは平成27年11月頃の予定**となっております。

ここで一点注意点がございます！補助金交付後5年間は事務局に報告が必要となり、開業後5年間の収支結果が大幅に儲かっていた場合には、補助金の一部を返還する必要があります。

実際の返還額は事務局が定める一定の算式で計算されます。実際にかかった経費にもよりますが、補助金の全額といったことにはならないと予想されますので、その点をご安心ください。

(6)補助対象経費とは？

様々ございますので代表的なものだけ紹介します。

- ①従業員に対する給料(月額35万円まで)。
- ②法人設立費用のうち司法書士手数料部分。
- ③事務所賃借料
- ④開業に伴う事務所・店舗等の内装費用
- ⑤パンフレット印刷費等の広告宣伝費用

(7)要件

上記(4)の対象者に該当することを前提として、その他下記要件を全て満たすことが必要です。

- ① 金融機関からの資金調達が見込める事業。
→実際に銀行借入れを行う必要があるというレベルで捉えてください。
- ② 金融機関と認定支援機関が、開業支援等を行うことを記載した確認書に記名・押印をしていること。
→金融機関と認定支援機関が連名で記名・押印する書類もございます。書類の内容は「新規開業にあたって事業計画の策定を支援し、今後も継続して軌道に乗るように支援します」という内容になります。
※認定支援機関とは、中小企業が安心して経営相談等が受けられるために、専門知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関として位置付けられています。
武原税理士事務所も認定を受けておりますので、確認書に記名・押印することができます！！
- ③ 他に国の補助金、助成金を活用する事業でないこと(地方自治体の補助金は重複利用可)。その他風俗営業等の規制に関する法律にかかるような業種でないこと。

(8)選考

選考は提出した書類に基づいて書面審査で決定されます。書面審査のみのため、あらかじめ主な着眼点が募集要項に記載されておりますので、ご紹介致します。

- ①事業の独創性 ②事業の実現可能性
- ③事業の収益性 ④事業の継続性
- ⑤資金調達の見込み
- ⑥認定支援機関による支援の確実性

以上の6点が募集要項に記載されております。①事業の独創性について少し掘り下げますと、募集要項において下記のように記載されております。

『技術やノウハウ、アイデアに基づき、ターゲットとなる顧客や市場にとって新たな価値を生み出す商品、サービス又はそれらの提供方法を有する事業を自ら編み出していること。』

ありきたりな事業ではなく、新しいことにチャレンジする開業者を支援したいという趣旨があると思われます。

従って、例えば「リーズナブルな価格で料理を提供する飲食店」という事業よりも「地産地消の素材にこだわった料理をリーズナブルな価格で提供する地元密着型の飲食店」といった**特徴を押し出せるような事業**であることが重要になると考えられます。

(9)最後に

最後にもう一度ポイントをまとめます。下記3点に該当する方は創業補助金を申請できるチャンスかと思えますので、一度ご検討頂きご相談ください。

- ①平成25年3月23日以降に開業した個人・法人
- ②銀行からの借入れが予定されている事業
- ③応募締切りが6月30日となっているため、既に開業している又は具体的に開業予定がある方

最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3793
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 公益財団法人ひょうご活性化センター 登録専門家 公益社団法人東納税協会 記帳指導員		

☆ スタッフコラム ☆

広島県の宮島にある厳島神社に行って参りました。海に浮かぶ大鳥居に本殿。非常に幻想的で美しく、そこに居るだけでパワーをもらえるような感覚になります。干潮時には大鳥居まで歩いて行くことができるのですが、今回は時間の都合上断念…。次回は大鳥居まで歩いて行きたいです！

頂いたパワーを糧に4月からも頑張っていきます！！（武原）

